

岡田澄子記念国際研究基金委員会 会則

第1章 総則

<定義>

第1条 本委員会は 岡田澄子記念国際研究基金 Sumiko Okada International Fellowship Fund の運営・管理を担当する委員会組織である。

第2章 目的及び事業

<目的>

第2条 本基金は、故岡田澄子氏（藤田保健衛生大学医療科学部リハビリテーション学科准教授、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会理事。2011年6月24日逝去）の研究功績を称え、同氏の遺志を継ぎ、摂食・嚥下リハビリテーション分野における若手研究者を対象に、独創的で優れた国際的研究活動を助成することによって、同分野における人材の育成を図るとともに、広く社会に貢献することを目的として使用する。

<事業>

第3条 本委員会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）摂食・嚥下障害に関する臨床・研究に従事する若手研究者の、主に国際的な研究に対する支援

（2）本基金の趣旨に賛同する団体・個人からの寄付金募集

第3章 役員

<役員>

第4条 本委員会は以下の委員で構成される。

（1）委員長 熊倉 勇美 （川崎医療福祉大学医療技術学部感覚矯正学科）

（2）委員 植田 耕一郎 （日本大学歯学部摂食機能療法学講座）

菊谷 武 （日本歯科大学附属病院口腔介護・リハビリテーションセンター）

小島 千枝子 （聖隷クリストファー大学リハビリテーション学部言語聴覚学科）

清水 充子 （埼玉県総合リハビリテーションセンターリハビリテーション部）

稲本 陽子 （藤田保健衛生大学医療科学部リハビリテーション学科）

小野木 啓子 （藤田保健衛生大学医学部リハビリテーション医学Ⅰ講座）

<任期>

第5条 委員の任期は委員会解散までとする。

<報酬>

第6条 委員の報酬は無給とする。

第4章 基金の管理

<管理>

第7条 基金は、委員会の定める方法により事務局が管理する。

<解散>

第8条 本委員会の解散は、基金を使い終えた時点とする。

第5章 事務局

<事務局>

第9条 本会の事務局を置く。事務局の場所は、別に定める。

第6章 雑則

<施行細則>

第10条 この会則の施行に関し必要な要綱は、別に定める。

附則 この会則は平成24年9月1日から施行する。

以上